

企業年金とアクチュアリー

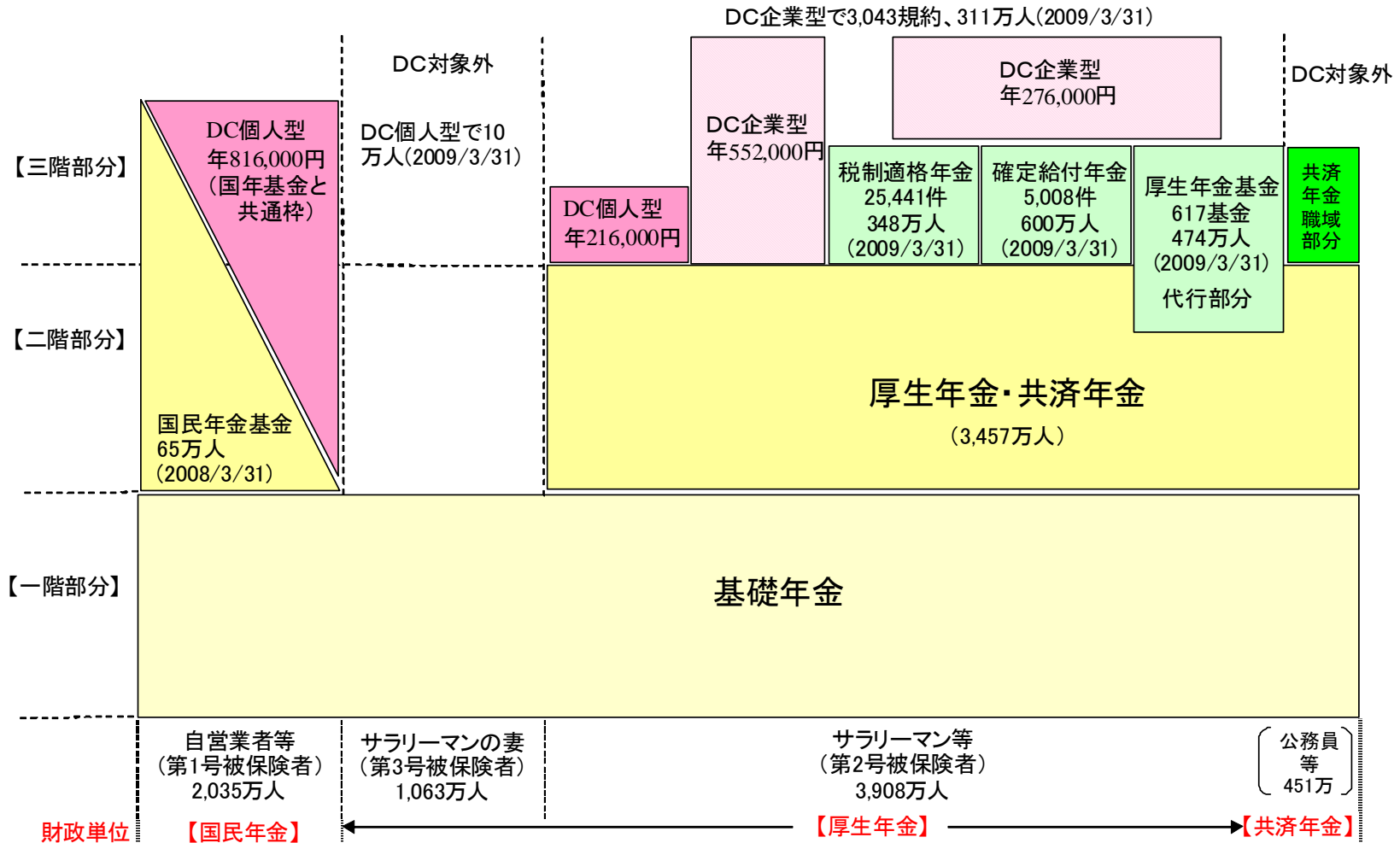
 JP アクチュアリーコンサルティング Co., Ltd.



Member of Multinational Group of Actuaries and Consultants

1. 年金制度の全体像

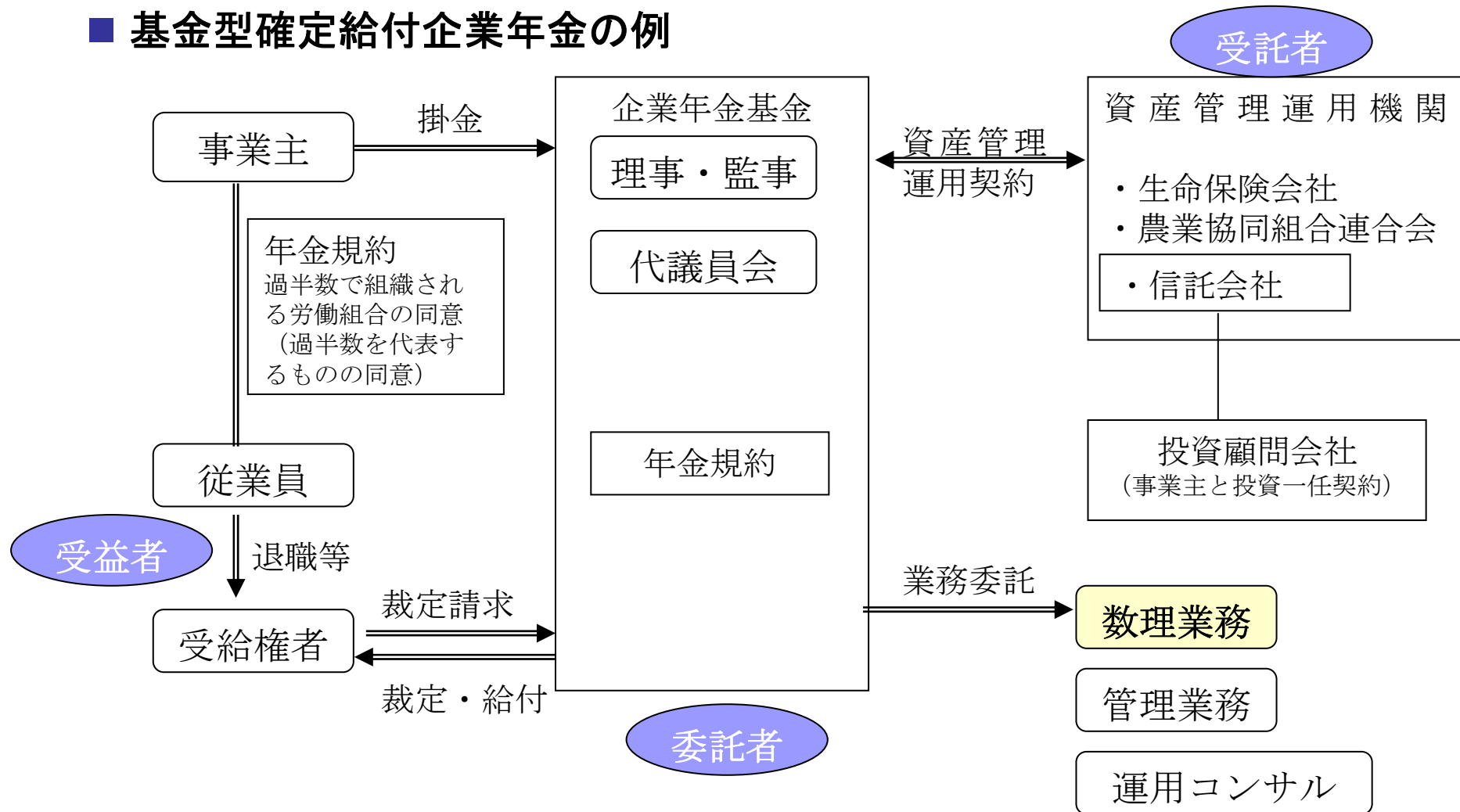
わが国の公的年金の給付構造(2008年3月現在)



(注) DCは、確定拠出年金の略。企業が掛金拠出を行う企業型と本人が掛金拠出を行う個人型がある。

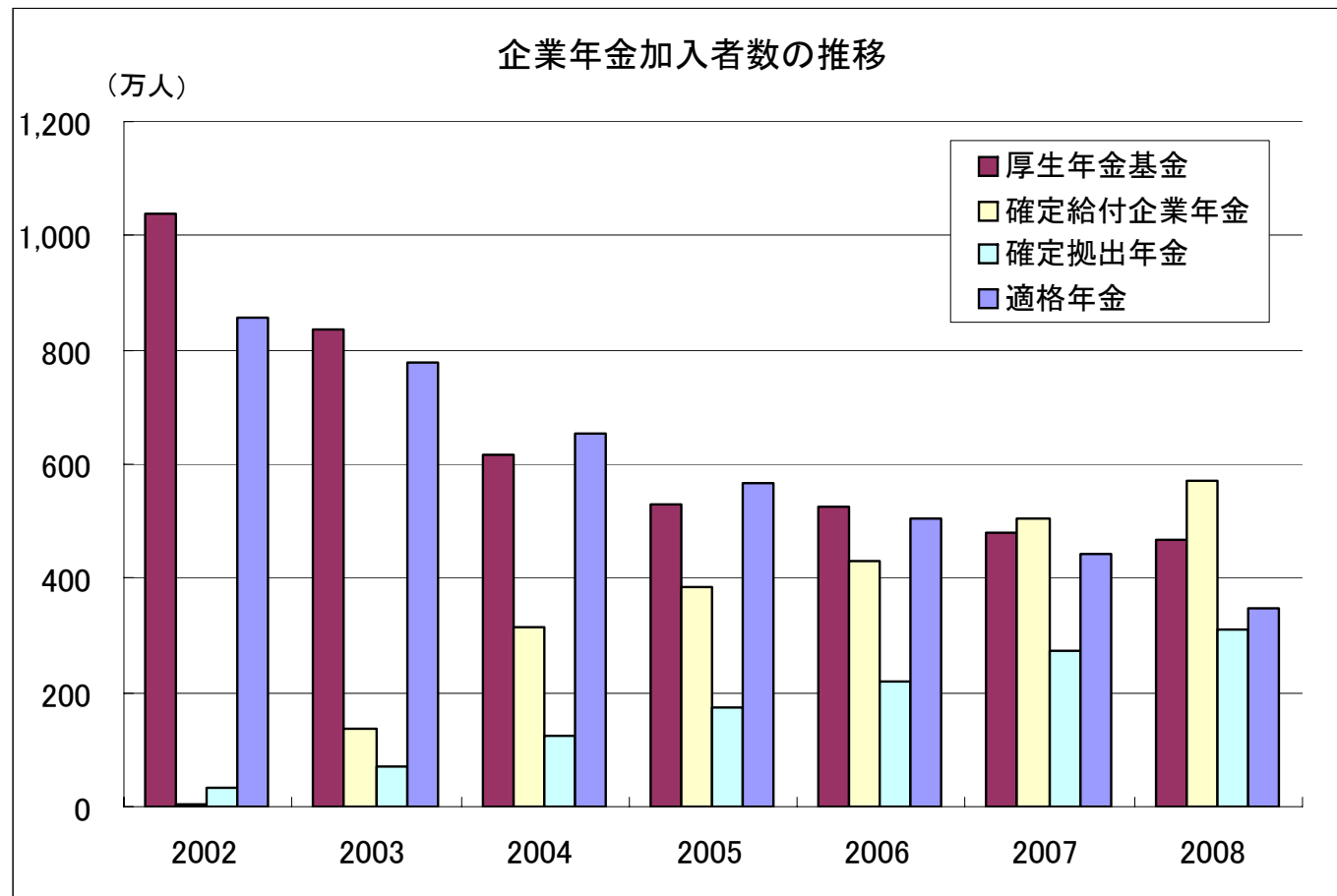
2. 企業年金の仕組み

■ 基金型確定給付企業年金の例



3. 国内年金の動向(1)

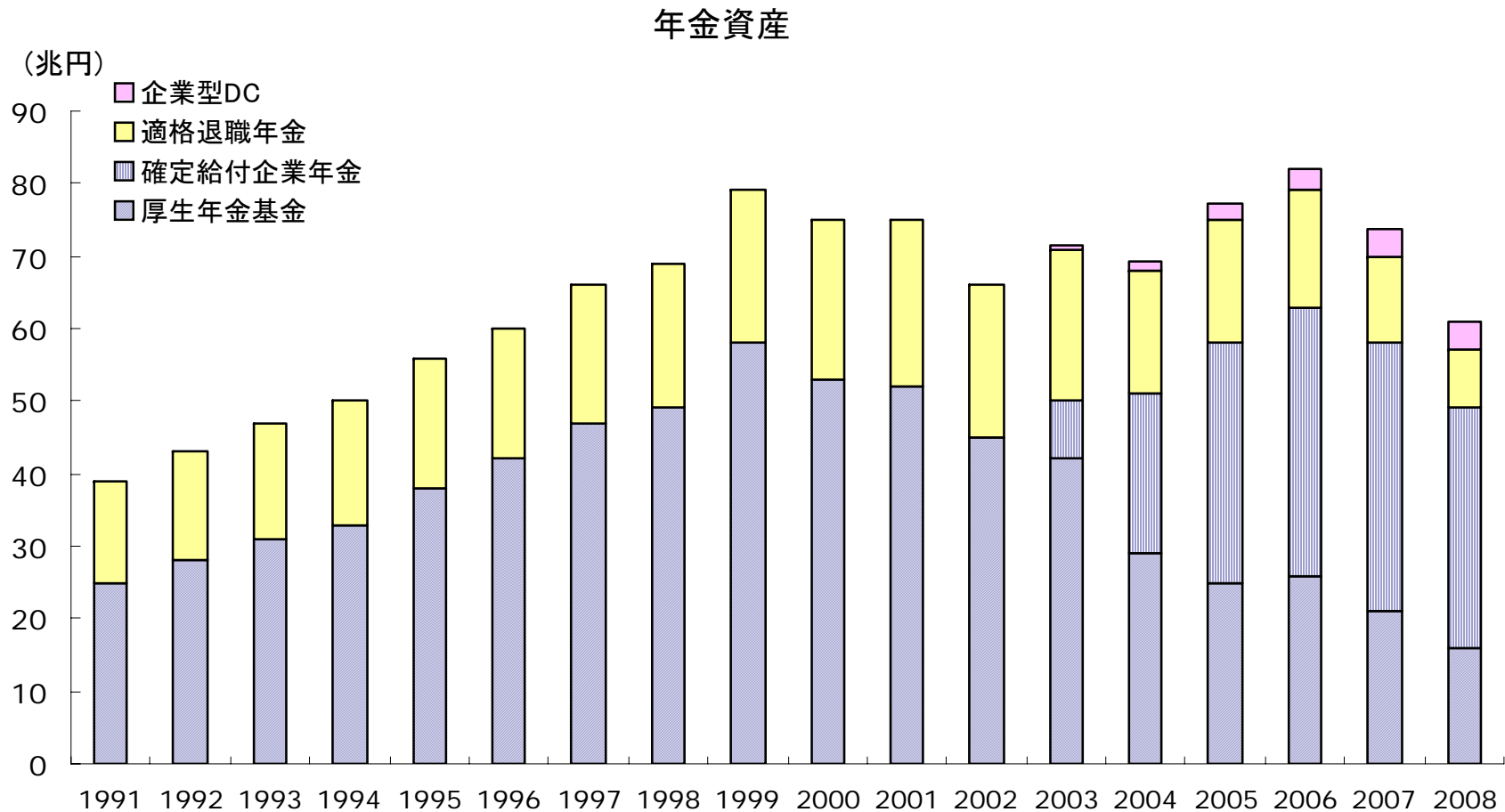
■ 加入者数の推移



(注) データは、企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」および厚生労働省公表のものより作成

3. 国内年金の動向(2)

■ 年金資産の推移



(注) 確定給付型年金の資産残高は、企業年金連合会「資産運用実態調査」資料より



4. 年金アクチュアリーの仕事

■ 法定業務

1. 厚生年金基金
 - ・ 年金数理関係書類の確認および所見
 - ・ 継続的な財政診断(指定年金数理人)
2. 確定給付企業年金
 - ・ 年金数理関係書類の確認および所見

■ 数理業務

1. 企業年金における数理計算
2. 企業会計における退職給付債務の評価および確認

■ その他

1. 退職金、企業年金等の制度設計
2. 年金ALM(アセット・アロケーション構築)
3. M&A等における企業リスクの評価(退職給付制度)
4. 公正価値評価(ディスカウントキャッシュフロー)

5. 年金数理人

■ 年金数理人の要件

次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、十分な社会的信用を有するもの

一 基金の年金たる給付の設計、掛金の額の算定等を行うために必要な知識及び経験を有する者として、厚生労働大臣の定める基準に該当し、かつ、厚生年金基金等の年金数理に関する業務に五年以上従事したことがある者

二 前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者

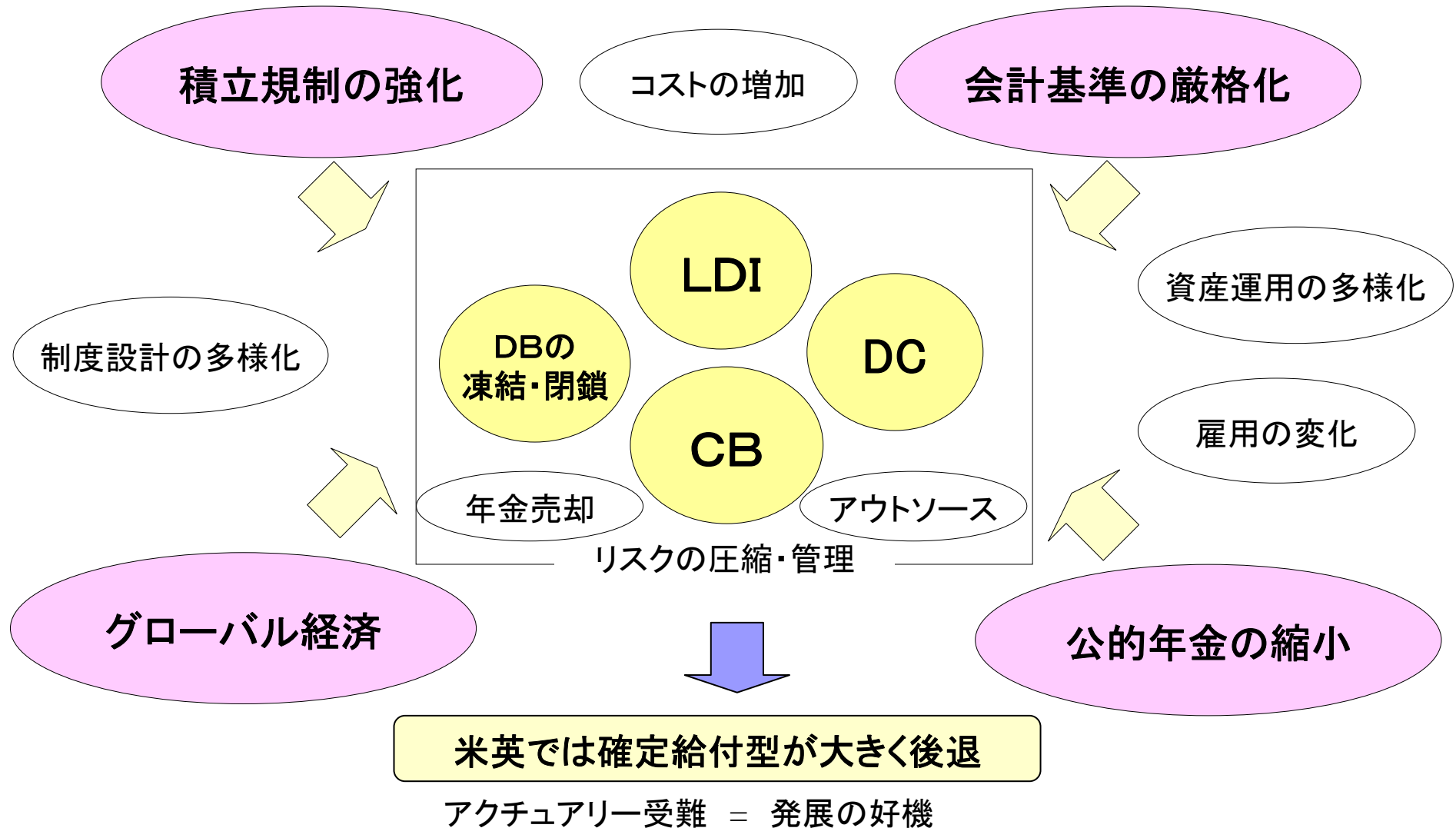
日本アクチュアリー会の正会員であるもの

・基金等の年金数理業務に5年以上従事し、かつ、2年以上は責任者として財政計算、基金および行政機関への報告を自ら行ったと認められるもの

次のいずれにも該当しないこと

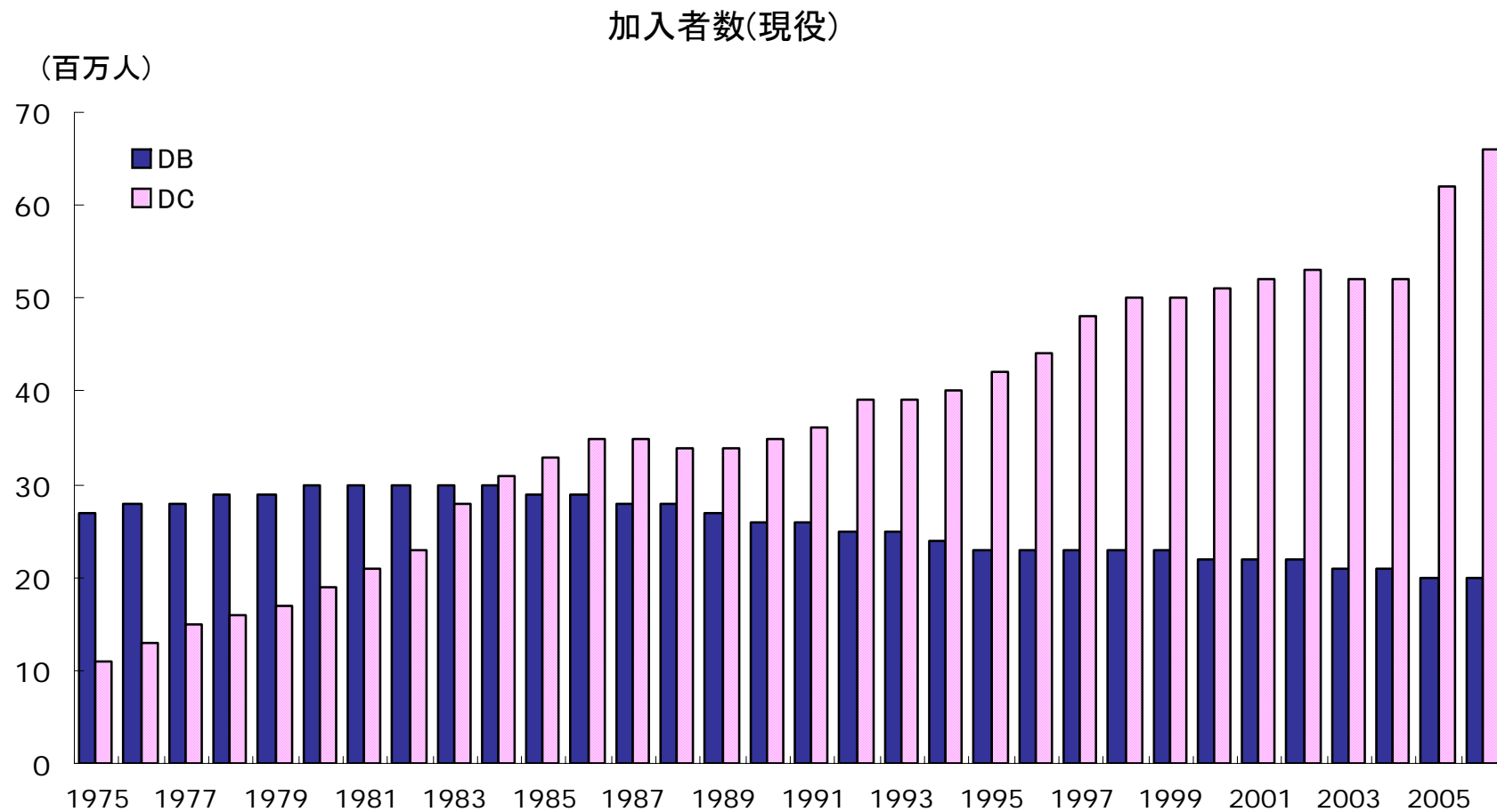
1. 故意に数理書類の確認を適確に行わなかったもの
2. 相当の注意を怠り、数理書類の確認を適確に行わなかったもの
3. 社会保険法令に違反する行為を指示したり相談に応じたりしたもの
4. 相当な理由がなく、数理書類の確認に関して知り得た情報を他に漏らし、盗用したもの
5. 年金数理人として必要な信用または品位を害する行為を行ったもの

6. 企業年金における世界的動向



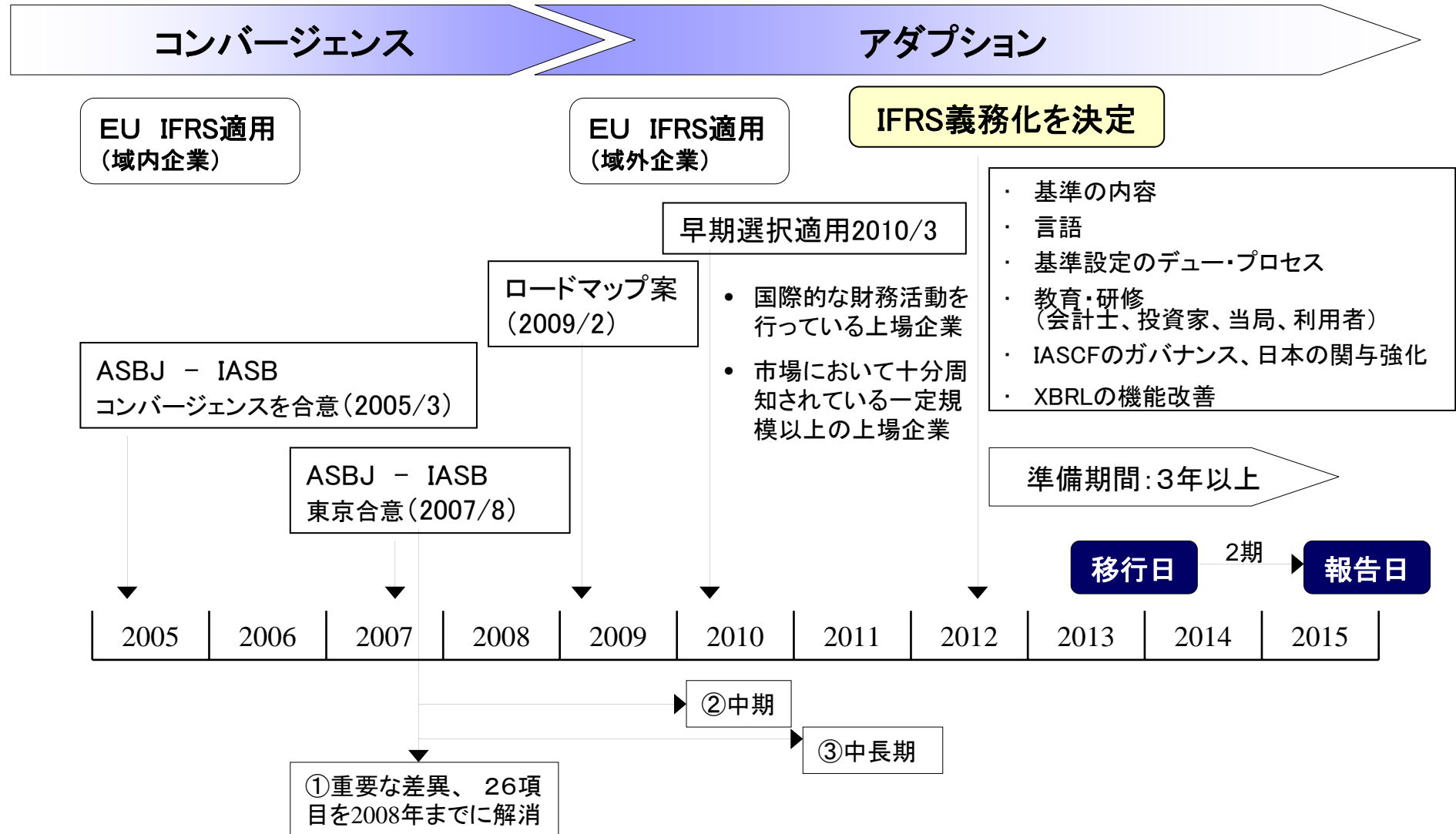
7. 米国におけるDBとDC

■ DBからDCへのシフト



(注) 数値は、米国労働書(pensionplan bulletin)より

8. 国際財務報告基準(IFRS) (1) 統一



8. 国際財務報告基準(IFRS) (2) 特徴

- 原則主義

個別判断は企業、監査人に委ねる

- 比較可能性の重視

代替措置の削除、遡及的適用

- 経営者の恣意性の排除

- 資産負債アプローチ ↔ 収益費用アプローチ

時価主義

包括利益(期首、期末の純資産の変動)

- 公正価値評価

- 将来キャッシュフローの予測

- 連結ベース

会計方針の統一

- 注記事項の重要性

9. 年金アクチュアリーに求められるもの

アクチュアリー資格の取得

【必要な知識】

- 年金に関する法令
年金財政チェック、制度設計、年金ALM、M&A
- 会計基準
会計上債務の評価、制度設計、M&A
- 資産運用
年金ALM、総合的助言
- 報酬制度
退職給付制度の設計

【スキル】

相手に理解して貰う力